

業績ハイライト

「*」のついた用語については下欄の用語集をご参照ください。

■ 2019年度中間期決算の概要(連結)

(単位: 億円)				(単位: 億円)			
	2018年度 中間期	2019年度 中間期	増減		2018年度 中間期	2019年度 中間期	増減
実質業務純益 ^{※1*}	1,469	1,541	72	株主資本当期純利益率 (株主資本ROE)	8.46%	9.32%	0.86%
実質的な 資金関連の損益 ^{※2}	1,285	1,309	23	自己資本当期純利益率 (自己資本ROE)	6.91%	7.96%	1.05%
手数料関連利益 ^{※3*}	2,048	2,015	△ 32	1株当たり中間純利益 (EPS)	円 銭 241.31	円 銭 281.86	円 銭 40.55
その他の利益	338	445	107		2018年度 (2019年3月末)	2019年度 中間期 (2019年9月末)	増減
総経費	△ 2,202	△ 2,228	△ 26	総資産	570,291	570,953	662
経常利益	1,403	1,511	107	純資産	27,303	27,077	△ 226
親会社株主に 帰属する中間純利益	915	1,060	145	1株当たり純資産 (BPS)	円 銭 7,008.67	円 銭 7,133.81	円 銭 125.14
与信関係費用*	133	△ 12	△ 145	三井住友信託銀行(単体)			
				信託財産残高	211兆円	217兆円	6兆円

※1 実質業務純益は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数です。

※2 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益*」に「外国為替売買損益」に含まれる外貨余資運用益を加算したものです。

※3 2018年度中間期比の主な減少要因には、2018年10月のJTCホールディングス設立に伴う日本トラスティ・サービス信託銀行の非連結化影響(約△50億円)が含まれています。

用語集

実質業務純益

経常利益から、与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行の本業の収益を表すものです。

資金関連利益

貸出金や有価証券運用による収入から、預金などに支払った利息を差し引いた収支のことです。

手数料関連利益

投資信託の販売や不動産仲介手数料、受託財産に係る信託報酬などの収支のことです。

与信関係費用

貸出金などに対する引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。

自己資本比率等

パーセルⅢ*における自己資本は、「普通株式等Tier1資本」「Tier1資本」「総自己資本」の3段階で構成されており、各々をリスク・アセットで除したものを「普通株式等Tier1比率」「Tier1比率」「総自己資本比率」といいます。

普通株式等Tier1資本

資本金、資本剰余金および利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な位置付けの資本です。

Tier1資本

普通株式等Tier1に、優先株式や永久劣後債務などの「その他Tier1資本」を加えたものです。

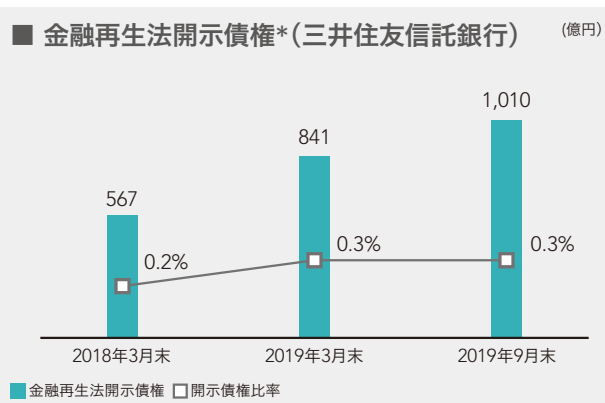
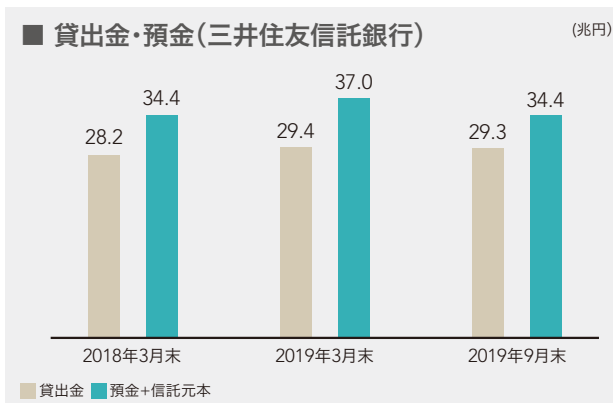
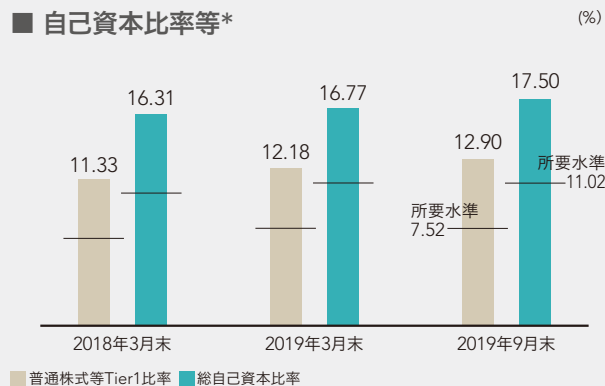
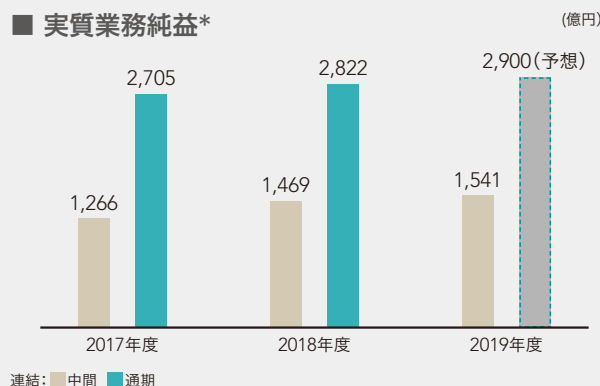
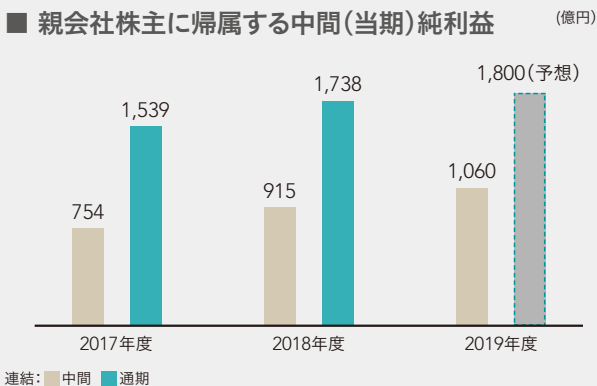
総自己資本

Tier1資本に、劣後債務などの「Tier2資本」を加えた資本の総額です。

「*」のついた用語については下欄の用語集をご参照ください。

2019年度中間期振り返り

- 実質業務純益、親会社株主に帰属する中間純利益ともに前年同期比増益、公表予想も上回り、中期経営計画最終年度の利益目標達成に向け順調な進捗
- 専業信託銀行グループとして、手数料ビジネスのさらなる強化やバランスシートの効率性・収益性の向上など、現中期経営計画の主要施策が着実に進展
- 自己資本比率等は、規制所要水準を十分に上回って推移



金融再生法開示債権

金融再生法によって開示が定められているもので、以下の通りに区分されています。一般的に「不良債権」を示すものとして使用されているものです。

破産更生等債権

破産、会社更生、再生手続などにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準じる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態に陥っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性が高い債権です。

要管理債権

3か月以上の延滞が発生したものや、金利減免などの貸出条件の緩和がなされた債務者に対する債権です。

※【パーゼルⅢとは】

パーゼル銀行監督委員会が2010年12月に公表し、日本では2013年3月末から段階的に導入された、国際的に活動する銀行の健全性を強化するための自己資本規制のことです。パーゼルⅢでは、万一の損失を穴埋めでき、返済不要である普通株式と内部留保などからなる「普通株式等Tier1資本」等を新たに定義し、投資や融資などのリスク資産に対する割合(「普通株式等Tier1比率」等)を一定水準以上とすることが求められます。